

トライアルテストに関してよくあるご質問

質問 1

全国 7 箇所で開催されている「[ガイドライン適合事業所認定に関する説明会](#)」に出席しなければ、トライアルテストには参加できないのか。

<回答>

ガイドライン適合事業所認定に関する説明会に出席されていなくても、トライアルテストの申請要件を満たしていれば参加申請を行って頂くことは可能です。ただし、平成 29 年度事業においては、予算の都合上、全国から 30 件程度の事業所を選定してトライアルテストの審査を行います。選定の詳細については、質問 3 の回答をご覧ください。

質問 2

トライアルテストへの参加申請から認定を取得するまでどの位の時間がかかるのか。

<回答>

1 カ月半～2 カ月程度の期間を要します。

質問 3

当社がトライアルテストに参加できる企業なのか教えて欲しい。また、トライアルテストに参加できる事業所の選定基準を教えて欲しい。

<回答>

トライアルテストの申請要件を満たしている民間教育訓練機関等であれば、トライアルテストへの参加申請を行うことが可能です。申請要件については、[トライアルテストのサイト](#)「(1) 申請要件」をご覧ください。

平成 29 年度事業においては、予算の都合上、全国から 30 件程度の事業所を選定してトライアルテストの審査を行います。審査事務局が申請書類を受理した段階で申請要件を満たし、申請書類に不備のない民間教育訓練機関等に対して、トライアルテストの趣旨に準じ、当該事業所の地域性、規模などを総合的に勘案し、本事業の協議会においてトライアルテストに参加する民間教育訓練機関等の選定を行います。(先着順による選定ではございません。)

質問 4

トライアルテストの参加申請を行う時点で、「独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED)」の実施する「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」(以下、「ガイドライン研修」という。)の受講を済ませておく必要があるか。

<回答>

「ガイドライン研修を受講した人員を有していること」が、トライアルテストの申請要件の一つとなっておりますので、トライアルテストへの参加申請を行う時点でガイドライン研修を修了している必要があります。（トライアルテストの参加申請書類として、ガイドライン研修の修了証の写しを提出して頂く必要があります。）

質問 5

トライアルテストの認定審査において、ISO29990:2010 認証を取得していることが何かしら考慮されるのか。

<回答>

ガイドライン適合事業所認定は、平成 23 年 12 月 22 日に厚生労働省が民間教育訓練機関の質の保証や向上の取組を支援するために策定した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に基づき認定審査を行います。認定審査において、ISO29990:2010 認証の取得が直接考慮されることはありません。

質問 6

トライアルテストの参加申請方法を教えて欲しい。

<回答>

トライアルテストの参加申請については、[トライアルテストのサイト](#)「(3) トライアルテストの認定審査」に掲載しております申請書類及び申請書類提出に当たっての留意点にてご確認ください。これらの書類をご一読の上、ご不明な点等ございましたら下記のトライアルテスト事務局までご連絡ください。

一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会 （事業委託元：厚生労働省）
トライアルテスト事務局：八木、甲斐（受付時間 平日 10 時～17 時）
TEL 050-7530-3988
FAX 03-3552-5402
E-mail kourou2017@jamote.jp

質問 7

全国に事業所がある場合、トライアルテストの参加申請は事業所単位で行うのか。

<回答>

事業所単位での申請をお願い致します。

質問 8

トライアルテストに参加できなかった場合、公的職業訓練（ハロートレーニング）等を実施する上で何かしらの不利益を被ることはあるのか。

<回答>

トライアルテストは、ガイドライン適合事業所認定の本格実施に向けた具体的な検討・検証を目的として実施される実証実験であるため、トライアルテストに参加されなかった事業所がそれによって不利益を被ることはありません。

質問 9

トライアルテストの書類審査では、自己診断表が審査されるのか。また、自己診断表の他にどのような書類が審査対象となるのか。

<回答>

書類審査に関しては自己診断表の他にも提出して頂く書類がございます。詳細については[トライアルテストのサイト](#)「(3) トライアルテストの認定審査」にてご確認ください。

質問 10

トライアルテストの参加申請を検討しているが、いつの時点での自己診断表を提出すべきか。

<回答>

直近の自己診断表をご提出ください。

質問 11

昨年度のトライアルテストに参加したが、今年度も参加する必要があるのか。

<回答>

今年度のトライアルテストは、昨年度同様、ガイドライン適合事業所認定の実証実験であり、本格実施に向けた情報収集を目的としているため、再度ご参加頂く必要はありません。

質問 12

トライアルテストの申請書類の提出は、期限必着なのか。

<回答>

トライアルテストの申請書類は、提出期限である12月20日(水)午後3時必着でお願いいたします。申請書類提出の際、申請書類をZip形式等に圧縮し、事務局が指定するパスワードを設定して頂く必要がございますので、提出期限前に予め事務局までパスワードについてお問い合わせください。なお、提出期限直前にパスワードをお問い合わせ頂いても、事務局からのご連絡が間に合わない可能性がありますので、ご了承ください。申請手続き等の詳細につきましては、[トライアルテストのサイト](#)「(3) 申請書類提出に当たっての留意点」にてご確認ください。

質問 1 3

現地審査の時期（平成 30 年 1 月～2 月頃）に訓練を実施していない場合は、トライアルテストの申請は避けるべきか。

<回答>

今回のトライアルテストにおいて「訓練実施中」であることは申請要件ではございません。現地審査の時期に訓練を実施する予定がない事業所の方も、トライアルテストへの参加をご検討ください。

以上